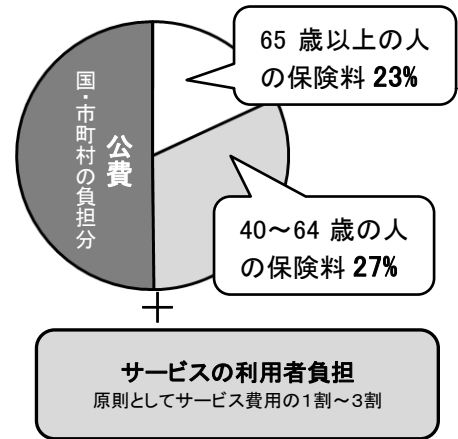


令和8年度介護保険料のお知らせ

◆介護保険料は支えあいの制度です◆

介護保険は、みなさんが納める介護保険料と、国や市町村が負担する公費を財源として運営されています。

このうち40～64歳の人（第2号被保険者）が納める保険料は全体の27%、65歳以上の人（第1号被保険者）が納める保険料は23%です。それぞれが負担しあい、社会全体で支える仕組みになっています。



◆保険料の納め方◆

年金が年額18万円以上(※)の人
特別徴収：年金から引き落とし。



※複数の年金を受給している場合、合計額ではなく、優先される年金が対象となります。

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の定期支払の際に、年金の受給額から保険料があらかじめ引き落としになります。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

前年度から継続して年金から引き落とされている人は、前年の所得が確定するまでは仮に算定された保険料を納めます（仮徴収）。

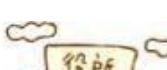
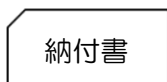
ただし、2月に特別徴収されなかった人については、普通徴収に切り替わります。

10・12・2月は確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。

年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります

- ・年度途中で65歳になったとき
- ・他の市町村から転入したとき
- ・保険料の所得段階が変更になったとき
- ・年金を担保にする融資制度を利用したとき など

年金が年額18万円未満の人
普通徴収：納付書（口座振替）で納めます。



期日までに口座振替または大崎市から送付される納付書で金融機関などを通じて納めます。

～口座振替がおすすめです～

普通徴収の人は、便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。

《申込み方法》大崎市の取扱金融機関に、①預（貯）金通帳 ②通帳の届出印 ③保険料の納付書 をお持ちいただき、お申込みください。

《取扱金融機関》

(株)七十七銀行 (株)仙台銀行 (株)東北銀行 (株)岩手銀行 宮城第一信用金庫 社の都信用金庫 石巻信用金庫 古川信用組合 東北労働金庫 (株)ゆうちょ銀行 古川農業協同組合 新みやぎ農業協同組合

10月から特別徴収に変わる人

前年度、普通徴収で納めている人でも、今年の4月1日現在、老齢（退職）年金などを年額18万円以上受給している人などは、10月から特別徴収に切り替わる場合があります。その場合の納め方は、以下のようになります。

●9月までは・・・納付書又は口座振替で納付いただきます。特別徴収に切り替った以降の納付書には「***」印が記されます。（納付不要です。）

●10月以降は・・・年金から引き落としになります。

お問い合わせ先

総務部税務課(国民健康保険税担当) 0229-23-5147

松山総合支所市民福祉課 0229-55-2114

鹿島台総合支所市民福祉課 0229-56-7114

鳴子総合支所市民福祉課 0229-82-3131

三本木総合支所市民福祉課 0229-52-2114

岩出山総合支所市民福祉課 0229-72-1212

田尻総合支所市民福祉課 0229-38-1155



段 階	対 象 者	保 険 料 率	年 額 保 険 料
第 1 段階	世帯全員が住民税非課税 ・生活保護を受給している人 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人 ・住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が 82 万 6,500 円以下の人	基準額 × 0.285	21,700 円
第 2 段階		基準額 × 0.485	37,000 円
第 3 段階		基準額 × 0.685	52,300 円
第 4 段階	本人が 住民税非課税 住民税課税世帯だが、本人は住民税非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が 82 万 6,500 円以下の人	基準額 × 0.9	68,700 円
第 5 段階 【基準段階】		基準額 × 1.0	76,400 円
第 6 段階	本人が住民税課税 本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額 × 1.2	91,700 円
第 7 段階		基準額 × 1.3	99,300 円
第 8 段階		基準額 × 1.5	114,600 円
第 9 段階		基準額 × 1.7	129,900 円
第 10 段階		基準額 × 1.9	145,200 円
第 11 段階		基準額 × 2.1	160,500 円
第 12 段階		基準額 × 2.3	175,800 円
第 13 段階		基準額 × 2.4	183,400 円

合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
 ※課税年金収入額、合計所得金額は前年中のものとなります。
 ※各段階別の年額＝基準月額(6,370 円)×12 月×各段階別の基準額に対する割合(100 円未満切捨て)
 ※世帯員の課税状況は 4 月 1 日(年度途中で資格を取得した時は資格取得日)時点の住民登録により判断します。
 ※保険料の算定には被保険者様本人と世帯員全員の所得の申告が必要です。申告は随時受け付けておりますので、ご相談ください。

令和 8 年度介護保険料特例措置

令和 7 年度税制改正により、給与収入が 55 万 1,000 円以上 190 万円未満の方の給与所得控除額が引き上げられますが、国の特例措置として、令和 8 年度介護保険料の算定に限り、控除額を税制改正前の水準に調整して算定します。
 この控除額引き上げで住民税非課税となった方についても、介護保険料では「課税」とみなして算定します。
 ※令和 8 年度以降、本市では給与収入 108 万円までが住民税非課税となりますが、介護保険料では従来どおり 98 万円までを非課税ラインとして扱います。
 ※この特例措置は、国の法令改正に基づき、令和 8 年度介護保険料に限って実施するものです。利用者負担割合の算定や、低所得者の利用者負担軽減等への影響はありません。

(例) 被保険者本人の給与収入が 108 万円で、他の所得が無い場合

- ・令和 7 年度 住民税：課税 介護保険料：第 6 段階（本人が市民税課税で、合計所得が 120 万円以下）
- ・令和 8 年度 住民税：非課税 介護保険料：第 6 段階（本人が市民税課税（みなし）で、合計所得が 120 万円以下）

特例減免について

令和 7 年度・令和 8 年度のどちらも住民税非課税の方については、上記特例措置を行わずに算定した保険料となるよう、特例減免を適用します。

※住民税の情報をもとに自動適用するため、申請は不要です。

※特例減免対象者の方については、あらかじめ減免を適用した後の保険料を通知する予定です。